

令和 5 年
第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

議案番号	件名	ページ
10	北薩広域行政事務組合規約の変更について	1
11	阿久根市個人情報保護法施行条例の制定について	2
12	阿久根市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について	3
14	阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について	5
15	阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	6
16	阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	27
17	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
18	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
19	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30

2 1	阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
2 2	阿久根市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	4 6
2 3	阿久根市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	4 8
2 4	阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 9
2 5	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
2 6	阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
2 7	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5 4
2 8	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	5 5
2 9	阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について	5 9

議案第10号参考 北薩広域行政事務組合規約の変更について関係新旧対照表

○ 北薩広域行政事務組合規約（昭和58年指令地第3号許可）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
(経費の支弁の方法) 第13条 (略) 2 前項の負担金の負担割合等は、次表のとおりとする。			(経費の支弁の方法) 第13条 (略) 2 前項の負担金の負担割合等は、次表のとおりとする。		
経費区分	負担市町	負担割合	経費区分	負担市町	負担割合
(8) <u>公債費及びその他の経費</u>	<u>阿久根市</u> <u>出水市</u> <u>長島町</u>	<u>ア 均等割 10パーセント</u> <u>阿久根市 3分の1</u> <u>出水市 3分の1</u> <u>長島町 3分の1</u> <u>イ 人口割 90パーセント</u> <u>(最近の国勢調査による人口)</u>	(8) <u>平成24年度以前に設置した施設の設置に関する公債費(次号に掲げるものを除く。)</u>	<u>阿久根市</u> <u>出水市</u> <u>長島町</u>	<u>ア 基本割 20パーセント</u> <u>阿久根市 6分の1</u> <u>出水市 6分の3</u> <u>長島町 6分の2</u> <u>イ 人口割 80パーセント</u> <u>(最近の国勢調査による人口)</u>
			(9) <u>平成24年度以前に設置した施設(粗大ごみ処理施設を除くリサイクル推進施設に限る。)の設置に関する公債費</u>	<u>出水市</u> <u>長島町</u>	<u>ア 基本割 20パーセント</u> <u>出水市 5分の3</u> <u>長島町 5分の2</u> <u>イ 人口割 80パーセント</u> <u>(最近の国勢調査による人口)</u>
			(10) <u>公債費(前2号に掲げるものを除く。)及びその他の経費</u>	<u>阿久根市</u> <u>出水市</u> <u>長島町</u>	<u>ア 均等割 10パーセント</u> <u>阿久根市 3分の1</u> <u>出水市 3分の1</u> <u>長島町 3分の1</u> <u>イ 人口割 90パーセント</u> <u>(最近の国勢調査による人口)</u>

議案第11号参考 阿久根市個人情報保護法施行条例の制定について関係新旧対照表

(附則第4条関係)

○ 阿久根市情報公開条例(平成13年阿久根市条例第15号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、<u>独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)別表第1に掲げる法人をいう。</u>以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、<u>独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)~(6) (略)</p>

議案第 14 号参考 阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市副市長定数条例（平成 19 年阿久根市条例第 2 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項の規定に基づき、副市長の定数を <u>2 人以内</u> とする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項の規定に基づき、副市長の定数を <u>1 人</u> とする。

議案第15号参考 阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について関係新旧対照表
 (第1条関係)

○ 阿久根市職員の定年等に関する条例(昭和58年阿久根市条例第31号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条)</u></p> <p>第2章 <u>定年制度(第2条-第5条)</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第14条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第22条の4第1項及び第2項、<u>第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある<u> </u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u></p> <hr/> <p><u> </u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、医療業務に従事する医師については、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは<u> </u>、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務</u><u> </u>に従事させるため<u>引き続いて勤務させることができる。</u></p>

9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存すると認めるときは、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 _____ の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は _____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった _____ と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を

繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）第5条の3第1項に規定する職員が占める職
- (2) 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年阿久根市条例第13号）第3条の2第1項に規定する職員が占める職
- (3) 前2号に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監

繰上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、規則で定める。

(新設)

督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間

の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第

3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～3 (略)

(新設)

(新設)

附 則

1～3 (略)

<p><u>(定年に関する経過措置)</u></p>	<p>(新設)</p>		
<p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 347 884 389">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td data-bbox="884 347 1120 389">61年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 389 884 430">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td data-bbox="884 389 1120 430">62年</td> </tr> </table>	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 430 884 472">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td data-bbox="884 430 1120 472">63年</td> </tr> </table>	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 472 884 513">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td data-bbox="884 472 1120 513">64年</td> </tr> </table>	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年		
<p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p>	<p>(新設)</p>		
<p>5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>			

(第2条関係)

○ 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年阿久根市条例第1号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(第3条関係)

○ 阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年阿久根市条例第19号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、<u>職員の意に反する休職及び降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(休職及び降給の事由)</u></p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第2項に定めるほか、職員が規則で定める事由に該当する場合には、当該職員を休職にすることができる。</p> <p>2 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、<u>法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該職員を降給することができる。</u></p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項<u>の</u>規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職及び休職の手続並びに効果<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第2条 (略)</p>

<p>第4条 (略) 第5条 (略) <u>(降給の種類等)</u> 第6条 第2条第2項の規定により行う降給は、降格(職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下この項において同じ。)及び降号(職員の号給を同一給料表の下位の職務の号給に変更することをいう。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>2 前項の規定により職員に対して降給を行う場合の当該職員の号給は、任命権者が別に定める。</p> <p>3 職員の降給の手続については、第3条第2項の規定を準用する。</p> <p>第7条 (略) 第8条 (略) 附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。 <u>(降給に関する経過措置)</u> 2 一般職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年阿久根市条例第1号。以下次項において「給与条例」という。)附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに一般職に属する職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給とする」とする。</p> <p>3 第6条第3項において準用する第3条第2項の規定は、給与条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>第3条 (略) 第4条 (略) (新設)</p> <p>第5条 (略) 第6条 (略) 附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

(第4条関係)

○ 阿久根市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年阿久根市条例第20号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上1年以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号）第8条に規定する報酬の額。以下この条において同じ。）の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1以下に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上1年以下の期間、_____給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号）第8条に規定する報酬の額）_____の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

(第5条関係)

○ 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項_____に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等について</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員_____</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等について</p>

は、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上上の週休日）を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

は、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上上の週休日）を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
--	--

(第6条関係)

○ 阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 阿久根市職員の定年等に関する条例（昭和58年阿久根市条例第31号。以下「定年条例」という。）<u>第4条第1項本文の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 阿久根市職員の定年等に関する条例（昭和58年阿久根市条例第31号）<u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している</u></p> <hr/> <p>職員 (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>

<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。</u> (削る。) (削る。)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>	<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) <u>阿久根市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>
---	---

(第7条関係)

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略) 2~3 (略) 4 職員の昇給は, 規則で定める日に, 同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略) 2~3 (略) 4 職員の昇給は, 規則で定める日に, 同日前1年間における<u>その者</u>の勤務</p>

成績に応じて、行うものとする。

5 (略)

6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、当該職員の属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8～10 (略)

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項

の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定により決定される給料月額に勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(削る。)

成績に応じて、行うものとする。

5 (略)

6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その 属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8～10 (略)

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員

」という。）の給料月額は、その者 適用される給料表の再任用職員 の欄に掲げる給料月額のうち、その者 の属する職務の級に応じた額

とする。

(短時間勤務職員 の給料月額)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定により決定される給料月額に勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者 の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額を、前2条の規定にかかわらず、これらの規定により決定される給料月額に勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第7条の4 （略）

2 通勤手当の月額を、通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものについては2,460円とし、以下1キロメートル（1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする。）を増すごとに580円の額を加算して得た額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。ただし、その額が12,500円を超えるときは、12,500円とする。

3 通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員で、前項の規定によって算出した額が運賃等の実費に満たない場合に支給する通勤手当の月額を、前項の規定にかかわらず、当該職員の1か月の通勤に要する運賃等の額と、前項に規定する額との差額の2分の1に相当する額を、前項の規定により支給する額に加算した額とする。ただし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。

4 （略）

（時間外勤務手当）

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額を、前2条の規定にかかわらず、これらの規定により決定される給料月額に勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者____の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第7条の4 （略）

2 通勤手当の月額を、通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものについては2,460円とし、以下1キロメートル（1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする。）を増すごとに580円の額を加算して得た額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員____及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。ただし、その額が12,500円を超えるときは、12,500円とする。

3 通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員で、前項の規定によって算出した額が運賃等の実費に満たない場合に支給する通勤手当の月額を、前項の規定にかかわらず、その者の1か月の通勤に要する運賃等の額と、前項に規定する額との差額の2分の1に相当する額を、前項の規定により支給する額に加算した額とする。ただし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。

4 （略）

（時間外勤務手当）

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの

範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間等に関する条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 (略)

(期末手当)

第11条の2 (略)

範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はは は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間等に関する条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 (略)

(期末手当)

第11条2 (略)

<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第15条の2 第4条第2項から第10項まで、第6条、第7条、第7条の3、第7条の5及び第8条の2の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則 1～6 (略)</p> <p>7 <u>当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>阿久根市職員の定年等に関する条例(昭和58年阿久根市条例第31号。以下この項及び次項において「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>9 <u>定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生</u></p>	<p>(再任用職員等 _____ についての適用除外)</p> <p>第15条の2 第6条 _____, 第7条、第7条の3、第7条の5及び第8条の2の規定は、<u>再任用職員 _____</u> 及び任期付短時間職員には適用しない。</p> <p>附 則 1～6 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	再任用職員								
		給料月額			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800						
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800									

(第8条関係)

- 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和43年阿久根市条例第13号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員についての適</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの_____</p> <p>_____</p> <p>(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付短時間勤務職員_____についての適</p>

<p>用除外) 第17条の2 第3条の2から第5条まで、第6条の2、第10条の2及び第13条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>用除外) 第17条の2 第3条の2から第5条まで、第6条の2、第10条の2及び第13条の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>
---	---

議案第16号参考 阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について関係新旧対照表

(附則第2項関係)

○ 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年阿久根市条例第13号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日から当該職員の定年退職日(阿久根市職員の定年等に関する条例(昭和58年阿久根市条例第31号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。)について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する給料の特別調整額の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第3条の2から第5条まで、第6条の2、第10条の2、<u>第13条及び第14条第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第3条の2から第5条まで、第6条の2、第10条の2 <u>及び第13条</u> の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

議案第17号参考 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第7条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略）</p>

議案第18号参考 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の162.5</u> <u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の165</u> <u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>

議案第19号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の調整額、給料の特別調整額、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、退職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表は、別表第1_____のとおりとする。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の規定により職員（55歳を超える職員（4月1日において55歳_____を超える職員をいう。次項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの_____） _____にあつては、3号給）とすることを標準として</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の調整額、給料の特別調整額、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、退職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表は、別表第1<u>及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第3</u>に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の規定により職員（55歳を超える職員（4月1日において55歳_____（<u>別表第2の給料表の適用を受ける職員にあつては規則で定める年齢</u>）を超える職員をいう。次項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの<u>及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員</u>でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員）<u>にあつては</u>、3号給）とすることを標準として</p>

規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～11 (略)

第7条の2 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額 _____ に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第11条の2 (略)

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額) _____ の合計額とする。

5 阿久根市職員職名規則(昭和38年阿久根市規則第20号)第3条第2項に規定する役付職員の職を占める職員及び同条第3項に規定する職を占める職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額) _____ に職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～11 (略)

(地域手当)

第7条の2 医療職給料表の適用を受ける職員には、当分の間、給料、扶養手当及び給料の特別調整額の月額の合計額に100分の10を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第11条の2 (略)

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額) 並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 阿久根市職員職名規則(昭和38年阿久根市規則第20号)第3条第2項に規定する役付職員の職を占める職員及び同条第3項に規定する職を占める職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額) 及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

<p>(勤勉手当) 第11条の5 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額_____を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)_____とする。 4・5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第11条の5 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45_____を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額) 及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4・5 (略)</p>
<p>(退職者の給与) 第14条 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当_____, 住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____, 住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当_____及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5~7 (略)</p>	<p>(退職者の給与) 第14条 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5~7 (略)</p>

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	

<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>	<u>17</u>	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>
<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>	<u>18</u>	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>	<u>19</u>	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>
<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>30</u>	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>
<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>
<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>
<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>
<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>

<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>			<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>
<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>			<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>
<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>			<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>
<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>			<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>
<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>			<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>
<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>			<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>
<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>			<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>
<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>			<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>
<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>			<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>
<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>			<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>
<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>			<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>
<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>			<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>
<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>			<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>
<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>			<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>
<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>			<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>
<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>			<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>
<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>			<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>
<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>			<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>
<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>			<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>
<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>			<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>
<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>			<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>
<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>			<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>

59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>		59	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>		60	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>		61	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		62	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		63	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		64	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>		65	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>		
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>		66	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>		
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>		67	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>		
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>		68	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>		
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>		69	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>		
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>		70	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>		
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>		71	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>		
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>		72	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>		
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>		73	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>		
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>		74	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>		
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>		75	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>		
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>		76	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>		
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>		77	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>		
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>		78	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>		
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>		79	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>		
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		80	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		

<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>				<u>81</u>	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>			
<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>				<u>82</u>	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>			
<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>				<u>83</u>	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>			
<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>				<u>84</u>	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>			
<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>				<u>85</u>	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>			
<u>86</u>	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>					<u>86</u>	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>				
<u>87</u>	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>					<u>87</u>	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>				
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>					<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>				
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>					<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>				
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>					<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>				
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>					<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>				
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>					<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>				
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>					<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>				
<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>							<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>						
<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>							<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>						
<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>							<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>						
<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>							<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>						
<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>							<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>						
<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>							<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>						
<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>							<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>						
<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>							<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>						

<u>102</u>	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>							<u>102</u>	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>						
<u>103</u>	<u>297,800</u>	<u>345,900</u>							<u>103</u>	<u>297,800</u>	<u>345,900</u>						
<u>104</u>	<u>298,100</u>	<u>346,300</u>							<u>104</u>	<u>298,100</u>	<u>346,300</u>						
<u>105</u>	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>							<u>105</u>	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>						
<u>106</u>	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>							<u>106</u>	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>						
<u>107</u>	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>							<u>107</u>	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>						
<u>108</u>	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>							<u>108</u>	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>						
<u>109</u>	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>							<u>109</u>	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>						
<u>110</u>	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>							<u>110</u>	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>						
<u>111</u>	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>							<u>111</u>	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>						
<u>112</u>	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>							<u>112</u>	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>						
<u>113</u>	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>							<u>113</u>	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>						
<u>114</u>	<u>301,000</u>								<u>114</u>	<u>301,000</u>							
<u>115</u>	<u>301,300</u>								<u>115</u>	<u>301,300</u>							
<u>116</u>	<u>301,700</u>								<u>116</u>	<u>301,700</u>							
<u>117</u>	<u>301,900</u>								<u>117</u>	<u>301,900</u>							
<u>118</u>	<u>302,100</u>								<u>118</u>	<u>302,100</u>							
<u>119</u>	<u>302,400</u>								<u>119</u>	<u>302,400</u>							
<u>120</u>	<u>302,700</u>								<u>120</u>	<u>302,700</u>							
<u>121</u>	<u>303,100</u>								<u>121</u>	<u>303,100</u>							
<u>122</u>	<u>303,300</u>								<u>122</u>	<u>303,300</u>							
<u>123</u>	<u>303,600</u>								<u>123</u>	<u>303,600</u>							

	<u>124</u>		<u>303,900</u>					
	<u>125</u>		<u>304,200</u>					
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

	<u>124</u>		<u>303,900</u>					
	<u>125</u>		<u>304,200</u>					
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(削る。)

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
<u>1</u>	<u>249,800</u>	<u>335,000</u>	<u>399,000</u>	<u>471,700</u>
<u>2</u>	<u>252,300</u>	<u>338,000</u>	<u>401,900</u>	<u>474,000</u>
<u>3</u>	<u>254,800</u>	<u>340,900</u>	<u>404,500</u>	<u>476,200</u>
<u>4</u>	<u>257,300</u>	<u>343,800</u>	<u>407,200</u>	<u>478,500</u>
<u>5</u>	<u>259,500</u>	<u>346,500</u>	<u>409,800</u>	<u>480,700</u>
<u>6</u>	<u>263,300</u>	<u>349,700</u>	<u>412,200</u>	<u>482,900</u>
<u>7</u>	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>414,900</u>	<u>485,100</u>
<u>8</u>	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	<u>417,300</u>	<u>487,300</u>
<u>9</u>	<u>274,500</u>	<u>358,700</u>	<u>419,500</u>	<u>489,300</u>
<u>10</u>	<u>278,500</u>	<u>361,400</u>	<u>422,200</u>	<u>491,400</u>
<u>11</u>	<u>282,500</u>	<u>364,500</u>	<u>424,800</u>	<u>493,500</u>
<u>12</u>	<u>286,500</u>	<u>367,700</u>	<u>427,500</u>	<u>495,600</u>
<u>13</u>	<u>290,300</u>	<u>370,600</u>	<u>429,900</u>	<u>497,700</u>
<u>14</u>	<u>294,300</u>	<u>374,100</u>	<u>432,400</u>	<u>499,800</u>
<u>15</u>	<u>298,200</u>	<u>377,100</u>	<u>434,800</u>	<u>501,900</u>
<u>16</u>	<u>302,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>
<u>17</u>	<u>305,800</u>	<u>384,300</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>

	<u>18</u>	<u>309,400</u>	<u>387,000</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>
	<u>19</u>	<u>312,900</u>	<u>389,500</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>
	<u>20</u>	<u>316,500</u>	<u>392,100</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>
	<u>21</u>	<u>320,100</u>	<u>394,900</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>
	<u>22</u>	<u>323,800</u>	<u>397,200</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>
	<u>23</u>	<u>327,300</u>	<u>399,700</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>
	<u>24</u>	<u>330,600</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>
	<u>25</u>	<u>334,100</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>
	<u>26</u>	<u>336,800</u>	<u>406,100</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>
	<u>27</u>	<u>339,400</u>	<u>408,300</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>
	<u>28</u>	<u>342,000</u>	<u>410,600</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>
	<u>29</u>	<u>344,800</u>	<u>412,900</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>
	<u>30</u>	<u>346,700</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>
	<u>31</u>	<u>348,900</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>
	<u>32</u>	<u>351,300</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>
	<u>33</u>	<u>353,500</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>
	<u>34</u>	<u>355,800</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>
	<u>35</u>	<u>357,900</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>
	<u>36</u>	<u>360,200</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>
	<u>37</u>	<u>362,400</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>
	<u>38</u>	<u>364,800</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>
	<u>39</u>	<u>367,000</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>
	<u>40</u>	<u>369,000</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>
	<u>41</u>	<u>371,300</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>
	<u>42</u>	<u>372,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>
	<u>43</u>	<u>373,900</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>
	<u>44</u>	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>
	<u>45</u>	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>
	<u>46</u>	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>
	<u>47</u>	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>
	<u>48</u>	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>
	<u>49</u>	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>

	<u>50</u>	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>
	<u>51</u>	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>
	<u>52</u>	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>
	<u>53</u>	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>
	<u>54</u>	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>
	<u>55</u>	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>
	<u>56</u>	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>
	<u>57</u>	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>
	<u>58</u>	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
	<u>59</u>	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
	<u>60</u>	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
	<u>61</u>	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>
	<u>62</u>	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>
	<u>63</u>	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>
	<u>64</u>	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>
	<u>65</u>	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>
	<u>66</u>		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>	
	<u>67</u>		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>	
	<u>68</u>		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>	
	<u>69</u>		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>	
	<u>70</u>		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>	
	<u>71</u>		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>	
	<u>72</u>		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>	
	<u>73</u>		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>	
	<u>74</u>		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>	
	<u>75</u>		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>	
	<u>76</u>		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	
	<u>77</u>		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>	
	<u>78</u>		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>	
	<u>79</u>		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>	
	<u>80</u>		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>	
	<u>81</u>		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>	

82	479,000	535,000
83	479,500	535,900
84	480,000	536,800
85	480,400	537,600
86	481,000	538,500
87	481,400	539,400
88	481,900	540,300
89	482,400	541,100
90	483,000	
91	483,600	
92	484,000	
93	484,500	
94	485,100	
95	485,700	
96	486,300	
97	486,800	

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

別表第2 (第3条関係)
等級別基準職務表
(略)

(削る。)

別表第3 (第3条関係)

等級別基準職務表

ア 一般行政職給料表級別基準職務表
(略)

イ 医療職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	医師の職務
3級	診療所の次長の職務
4級	診療所の所長の職務

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当) 第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

(附則第3条関係)

○ 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年阿久根市条例第21号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略) (削る。)</p> <p><u>(2)~(4)</u> (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 診療所職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(3)~(5)</u> (略)</p> <p><u>(診療所職員の特殊勤務手当)</u></p>

<p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第4条 診療所職員の特殊勤務手当は、医師が手術執刀及び往診並びに医療及び医療に関する調査研究に従事したとき次の区分による額を支給する。 <u>（1）手術手当</u> 手術執刀者に対し、社会保険診療報酬点数表に基づく手術点数の2割。ただし、手術1回、100点以上の場合に限る。 <u>（2）往診手当</u> 社会保険診療報酬点数表に基づき、算出した額（一部負担金にかかわる分については納入された額）の7/10 <u>（3）医師手当</u> 診療収入調定額の8/100 第5条～第9条 (略)</p>
--------------------	---

(附則第4条関係)

○ 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに<u>通勤手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（以下「各種手当」という。）とし、同項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とする。 2 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに<u>地域手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（以下「各種手当」という。）とし、同項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とする。 2 (略)</p>

議案第 2 1 号参考 阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市立学校施設使用条例（昭和 3 3 年阿久根市条例第 3 2 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 4 条 （略） 2 前項の使用料は，前納しなければならない。 <u>ただし，教育委員会が必要と認めるときは，後納することができる。</u> 3 （略）	第 4 条 （略） 2 前項の使用料は，前納しなければならない。 3 （略）

議案第22号参考 阿久根市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市民交流センター条例（平成30年阿久根市条例第22号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後								改 正 前							
別表（第12条関係） 阿久根市民交流センター使用料								別表（第12条関係） 阿久根市民交流センター使用料							
区 分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	区 分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	17時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時			9時～12時	13時～17時	17時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
ホール	平日	9,900円	12,100円	14,300円	22,000円	26,400円	36,300円	ホール	平日	9,000円	11,000円	13,000円	20,000円	24,000円	33,000円
	休日	11,000円	13,200円	16,500円	24,200円	29,700円	40,700円			休日	10,000円	12,000円	15,000円	22,000円	27,000円
ロビー		3,300円	3,960円	4,730円	7,260円	8,690円	11,990円	ロビー		3,000円	3,600円	4,300円	6,600円	7,900円	10,900円
楽屋ロビー		1,650円	1,980円	2,360円	3,630円	4,340円	5,990円	楽屋ロビー		1,500円	1,800円	2,150円	3,300円	3,950円	5,450円
屋外広場		1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円	屋外広場		1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
舞 台		1時間につき 1,100円						舞 台		1時間につき 1,000円					
下手花道		1時間につき 1,100円						下手花道		1時間につき 1,000円					
交流室1		1時間につき 770円						交流室1		1時間につき 700円					
交流室2		1時間につき 770円						交流室2		1時間につき 700円					
交流室3		1時間につき 550円						交流室3		1時間につき 500円					
交流室4		1時間につき 270円						交流室4		1時間につき 250円					
交流室5		1時間につき 270円						交流室5		1時間につき 250円					
楽屋1		1時間につき 220円						楽屋1		1時間につき 200円					
楽屋2		1時間につき 220円						楽屋2		1時間につき 200円					
楽屋3		1時間につき 550円						楽屋3		1時間につき 500円					
楽屋4		1時間につき 550円						楽屋4		1時間につき 500円					
ミーティング室		1時間につき 110円						ミーティング室		1時間につき 100円					
多目的室		1時間につき 220円						多目的室		1時間につき 200円					
附属設備等		別に定める額						附属設備等		別に定める額					
冷房・暖房		1時間につき 2,750円						冷房・暖房		1時間につき 2,500円					
備考1～8 (略)								備考1～8 (略)							

<p>(削る。)</p>	<p>9 使用料は、この表に定めるところにより、算出した額に消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>
--------------	---

議案第23号参考 阿久根市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市地域福祉基金条例（平成3年阿久根市条例第30号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（運用益金の処理）</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するため、市長が<u>必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定にかかわらず</u>、基金に属する現金の保管先である金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関が保有する市債の償還財源として基金の全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>（運用益金の処理）</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して<u>処理する</u>_____。</p> <p>（処分）</p> <p>第6条 _____</p> <p>_____</p> <p>市長は_____、基金に属する現金の保管先である金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関が保有する市債の償還財源として基金の全部又は一部を処分することができる。</p>

議案第24号参考 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

(第1条関係)

○ 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年阿久根市条例第16号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(安全計画の策定等)</u> 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、 <u>放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、<u>前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u> 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、<u>必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第13条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは<u>は</u>_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し<u>その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>_____よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

議案第25号参考 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

議案第26号参考 阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市道路占用料徴収条例（平成3年阿久根市条例第29号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、別表備考第10項の規定により100円とする前の額）に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。この場合において、<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、別表備考第10項の規定により100円とする前の額）に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。この場合において、<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

議案第27号参考 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 市営住宅						1 市営住宅					
番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期	番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期
1～6 (略)						1～6 (略)					
7	平畑住宅	脇本7857番地	木造平家建	<u>3</u>	昭和32年3月20日	7	平畑住宅	脇本7857番地	木造平家建	<u>4</u>	昭和32年3月20日
8～29 (略)						8～29 (略)					
30	高松住宅	波留570番地	木造平家建	<u>2</u>	昭和31年3月31日	30	高松住宅	波留570番地	木造平家建	<u>3</u>	昭和31年3月31日
31～52 (略)						31～52 (略)					

議案第28号参考 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第6条の2，第6条の5関係）				別表第1（第6条の2，第6条の5関係）			
公園名	有料公園施設の 種類及び名称	休館日又は休場日	使用時間	公園名	有料公園施設の 種類及び名称	休館日又は休場日	使用時間
阿久根総合運動公園	総合グラウンド，ソフトボール場，弓道場，多目的雨天屋内運動場，総合体育館，武道館，野球場，庭球場	(1) 月曜日_____	午前8時30分から午後10時まで	阿久根総合運動公園	総合グラウンド，ソフトボール場，弓道場，多目的雨天屋内運動場，総合体育館，武道館，野球場，庭球場	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合は，その日の翌日）	午前8時30分から午後10時まで
		(2) 12月28日から翌年1月4日まで				(2) 12月28日から翌年1月4日まで	
番所丘公園	ゴーカート，電気自動車，ローラースケート場，スケートボード場，パターゴルフ場，グラウンドゴルフ場	(1) 月曜日（7月20日から8月31日までを除く。）	(1) 4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで	番所丘公園	ゴーカート場，電気自動車場，ローラースケート場，パターゴルフ場，グラウンドゴルフ場	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たる場合は，その日の翌日）。ただし，7月20日から8月31日までは，除く。	(1) 4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで
		(2) 12月28日から翌年1月4日まで	(2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前9時30分から午後5時まで			(2) 12月28日から翌年1月4日まで	(2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前9時30分から午後5時まで
阿久根大島公園	(略)	(略)	(略)	阿久根大島公園	(略)	(略)	(略)

備考 月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）に当たる場合は，その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日又は休場日とする。

（新設）

別表第2（第10条、第10条の2関係）

- (1) (略)
- (2) 都市公園を占用する場合

表 (略)

備考

1～4 (略)

5 占用物件のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。

- (3) 制限行為を許可する場合

表 (略)

備考 (2)の表の備考（3を除く。）の規定は、この表に準用する。

- (4) 有料公園施設を使用する場合

別表第2（第10条、第10条の2関係）

- (1) (略)
- (2) 都市公園を占用する場合

表 (略)

備考

1～4 (略)

5 占用物件のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。

- (3) 制限行為を許可する場合

表 (略)

備考

1 占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月に満たない期間があるときは、その期間を1月として計算し、1件の使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 使用料の額が日額で定められている占用物件に係る占用の期間に1日未満の端数があるときは、その端数を1日として計算する。

4 占用物件のうち、消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。

- (4) 有料公園施設を使用する場合

ア～ウ (略)

エ 総合体育館

表 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用者が入場料を徴収する場合でその他の場合に該当する者の使用料については、この表に定めるところにより算出した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、1回(大会、講習会等で使用する場合はその終了までを、興行等で昼夜に分けて行う場合はそれぞれを1回とする。ただし、大会等で2日以上にかけて実施する場合は、それぞれ1日を1回とする。以下この表において同じ。)につき当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 入場料を徴収する場合、税込入場料(前売券がある場合は、前売券の発売額)の最高額の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 会費を徴収して入場させる場合又は会員制度により会員を招待して入場させる場合、1月分の会費の額(月決めによる会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額。ただし、その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらずこれに類するものを含む。)を発行して入場させる場合、招待券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する額(その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ア～ウ (略)

エ 総合体育館

表 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用者が入場料を徴収する場合でその他の場合に該当する者の使用料については、この表に定めるところにより算出した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、1回(大会、講習会等で使用する場合はその終了までを、興行等で昼夜に分けて行う場合はそれぞれを1回とする。ただし、大会等で2日以上にかけて実施する場合は、それぞれ1日を1回とする。以下この表において同じ。)につき当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 入場料を徴収する場合、税込入場料(前売券がある場合は、前売券の発売額)の最高額の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 会費を徴収して入場させる場合又は会員制度により会員を招待して入場させる場合、1月分の会費の額(月決めによる会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額。ただし、その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらずこれに類するものを含む。)を発行して入場させる場合、招待券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する額(その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

5～7 (略)

オ～キ (略)

ク 番所丘公園施設使用料

施設名	使用区分	使用単位	料金 (円)
ゴーカート	1人乗り	1回につき	220
	2人乗り		310
電気自動車	1台	1回につき	100
ローラースケート場	小学生以下	1人1時間につき	110
	中・高校生		310
	大人		520
スケートボード場	小学生以下	1人1時間につき	150
	中・高校生		350
	大人		550
パターゴルフ場	高校生以下	1人1ラウンドにつき	160
	大人		260
グラウンドゴルフ場	高校生以下	1人2時間につき	50
	大人(個人)		110
	大人(15人以上)		80

備考1 使用区分の大人は、高校生を除く18歳以上の者とする。

2 ローラースケート場及びスケートボード場の使用時間に1時間に満たない端数があるときは、当該端数は1時間とする。

3 パターゴルフ場は、9ホールを連続して使用する場合を1ラウンドとし、9ホールに満たない端数があるときは、当該端数は1ラウンドとする。

4 グラウンドゴルフ場の使用時間に2時間に満たない端数があるときは、当該端数を2時間とし、この表により算出した料金が1万円を超えるときは、当該料金は1万円とする。

ケ (略)

5～7 (略)

オ～キ (略)

ク 番所丘公園施設使用料

施設	使用区分	料金		
ゴーカート	1人乗 1回	220		
	2人乗 1回	310		
電気自動車	1台 1回	100		
ローラースケート	小学生以下	1時間	110	
	中・高校生	//	310	
	大人	//	520	
パターゴルフ	小・中・高校生	1ラウンド	160	
	大人	1ラウンド	260	
グラウンドゴルフ	小・中・高校生	2時間	50	
	大人	個人	2時間	110
		団体(15人以上)	2時間	1人につき 80

備考 グラウンドゴルフ施設の使用料は、使用時間に2時間に満たない端数があるときはこれを2時間とし、算出した額が10,000円を超えるときはこれを10,000円とする。

ケ (略)

議案第29参考 阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市給水条例（昭和40年阿久根市条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（料金）</p> <p>第28条 料金は、1か月について次の表に定めるところにより算出した基本料金及び従量料金の合計額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（その額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数は切り捨てた額）とする。</p> <p>表（略）</p> <p>（料金の徴収）</p> <p>第36条 料金は、<u>納入通知書又は口座振替により、算定した日の属する月の翌月に徴収する。</u>ただし、管理者は必要があるときは数月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>2 <u>料金</u>の納期は、徴収する月の20日から月末までとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、月の中途において給水装置の使用が休止又は廃止された</u>ときは、<u>当該休止又は廃止の届出の際料金を徴収することができる。</u></p> <p>（給水負担金）</p> <p>第36条の2 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。）の工事をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、次の表に定める額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の給水負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金は、新メーターの口径に係る負担金と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（料金）</p> <p>第28条 料金は、1か月について次の表に定めるところにより算出した基本料金及び従量料金の合計額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（その額に<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数は切り捨てた額）とする。</p> <p>表（略）</p> <p>（料金の徴収）</p> <p>第36条 料金は、<u>納入通知書の発行により、毎月</u>徴収する。ただし、管理者は必要があるときは数月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>2 <u>水道料金の納期は、その月の20日から月末までとする。</u></p> <p>3 <u>月の中途</u>において給水装置の<u>使用を休止し、又は廃止した</u>ときは、<u>届出</u>の際料金を徴収する</p> <p>（給水負担金）</p> <p>第36条の2 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。）の工事をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、次の表に定める額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の給水負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金は、新メーターの口径に係る負担金と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2・3（略）</p>